

八代市創業支援事業補助金

八代市で新たに創業・第二創業による事業拡大を行う方を支援するため、創業に係る経費の一部を補助します。

補助対象となる方

飲食業、サービス業、製造業のいずれかの業種での創業を目指し「特定創業支援等事業（※）」に係る八代市の証明を受けた方で、下記のいずれかの条件にあてはまる方が対象となります。

- ✓ 申請する年度内に創業を行う方
- ✓ 申請時点において創業から2年経過しない方
- ✓ 市外に居住し、かつ、市外において事業を営んでいる方で、申請する年度内に市内に移住する方か移住の日から1年以内である個人事業主
- ✓ 先代経営者から1年以内に事業承継した方
- ✓ 補助事業が完了する日までに先代経営者から事業承継し、先代経営者が代表から退任予定の方

<補助金額>

対象経費の2 / 3

上限 50万円

※消費税等を除き、千円未満切捨

補助対象となる経費

- ✓ 事業所の改修や設備の設置に係る工事費
- ✓ 事業に必要な設備や備品の購入・リース費用
- ✓ チラシ、HP制作費などの広告宣伝費

事業実施前の申請が必要ですので、事前に左記担当課にお問い合わせください。

※特定創業支援等事業とは、八代商工会議所、八代市商工会、八代市フードバレー推進課、くまもと産業支援財団、日本政策金融公庫等が行う支援制度です。



八代市役所 経済文化交流部
商工・港湾振興課



八代市松江城町1-25
(八代市役所 4階)



0965-33-8513